

第10回 AI時代における民事司法を考える研究会

日時：令和8年5月14日（木）18:30～21:15

場所：公益社団法人商事法務研究会会議室（オンライン併用）

議事概要

（リーガルリサーチサービスについて）

- 研究会資料10のコンテキストデータとの記載について、「コンテキストデータ」はAIに関する周辺データ全てを意味しうることから、メタデータ、アノテーションデータ、注釈データといった用語に修正するべきではないか。なお、これらの付与に関しては、研究開発途上であり、今後の課題である。
- 「リーガルリサーチサービス」との用語について、想定基本「機能」と平仄があっていないのではないか。判例・文献を調査するためのものであるから、「調査」という用語を入れてはどうか。
- リーガルリサーチサービスは、従来の判例・文献検索サービスとは異なり、的確な裁判例や文献を検索できるようになるだけでなく、検索結果の概要や場合によっては利用者が直面する課題解決に必要な情報を把握することも可能となってきたことから、自動化バイアスも相まって、利用者がリーガルリサーチサービスの出力に依存し、裁判例や文献の原典を確認した上で法規範等の実情が的確なものであるか検証するプロセスを省略してしまうおそれがあるのではないか。

（法的分析機能及び事実認定機能について）

- 研究会資料10の「裁判所内での利用に限定したAIを開発・整備した場合には、機械学習する内容が固定化される結果、回答内容や言い回しといった点まで固定化される」との記載については、機械学習を行った結果、回答内容が固定化されたというのは、一般には意図的でなければそもそも学習に失敗したという意味を指すように考えられるため、表現ぶりを検討すべきである。
- 研究会資料10の「新たなデータセットを数十万、数百万単位で多数用意して機械学習させることで法的分析機能の機能向上を図る可能性がある」との記載については、事前学習に使用するという前提と思われるが、企業各社もこれだけのデータセットでの学習をさせることは想定しておらず、むしろ傾向や特徴を抜き出すためのデータとして利用することが想定されるように考えられるので、その場合には桁数が違うように思う。
- 想定ユースケースにおける「主張整理表や時系列表のたたき台の作成」と法的分析機能や事実認定機能との区別がはっきりしないように思う。これを明確にするべきとまではいわないが、読み手から、どの点に違いがあるのかと

ということがわかるようにしたほうがよいのではないか。

- 法的分析機能は、一定の事実関係について一定の見解が出力されるという定義となっており、想定ユースケースにおける争点整理の補助とは異なっていると整理している。もっとも、事実認定機能のうち補助的な活用という場面で見ると、争点整理の補助との差異は相対的なものになっているところはある。
- A I を利用する当事者や弁護士にとって、これまで和解ができていた事案において和解ができなくなるといったことはあるかもしれない。従前、日本では、結果を予測しにくいことを前提として、一定のところで妥協し和解するという紛争解決の相場観のようなものがあつたかもしれないが、今後、A I の出現で判決によって勝敗結果を明確にするという方向に誘導されてしまうこともあるのではないか。
- 実際の現場では、依頼者がA I の出した結論について合っているかどうか聞いてくることは増えている。これに対しては、弁護士としては、A I による出力がどこまで正確性を有しているか、自己の経験や裁判例の分析をし、法律専門家としての判断を踏まえ、依頼者に対応している。事実認定機能や法的分析機能が実装されたとしても、弁護士は、法的分析機能や事実認定機能を活用しつつ、自分なりの結論を出して、依頼者に対する助言を行っていくことになると思うので、人による判断や助言が消えることは無いと思われる。
- A I による勝敗結果の予想の精度が高まってくれば、訴訟前の交渉段階で、当事者双方が相場観を認識することができる結果、この段階で和解するという土壌が醸成されるということも考えられ、一概に和解による解決が減ることにはなるかどうかはわからないのではないか。
- 仮に事実認定機能が向上したとしても、代理人の立場として、相手方が所持している証拠がわからない以上、結果を予測することはできないから、和解による解決が減ると一概にはいえないのではないか。
- 研究会資料10の9頁記載の「近時はそのような事例は見当たらず、大きな問題とはならないと考えられる」との記載については、諸外国において現に想定されているA I に対する攻撃リスクもあることから、しっかり意識しているという記載ぶりを検討していく必要があるのではないか。
- 研究会資料10の法的分析機能に関する記載についてはおおむね賛成である。これらに加えて、裁判官による利活用については、A I は、いかなる発展を遂げようともその本質が既存の学習データの集積を前提とした確率的パターンマッチングであって、A I による出力がかえって裁判の法創造機能を阻害するおそれがあるのではないか、仮に適正妥当な結論を導くよう技術上の措置を講じるなどして法創造機能をA I に付与できたとしても、このような技術的措置には開発者その他の第三者によるバイアスの混入が避けられず、裁判官の職権行使に影響を与えるおそれがあるのではないか、さらに

リスク・課題等に的確に対応するためには、例えば、利活用場面の限定、裁判官の行為規範の策定、システム監査等によるＡＩ利活用の適切性の確保、透明性のより一層の確保といった対応策も必要ではないか、といった点に触れてはどうか。

- 弁護士・司法書士による法的分析機能や事実認定機能の利活用については、自動化バイアス等も相まって、弁護士・司法書士がその出力結果を鵜呑みにするようなことがあれば、例えば、この案件は勝てそうにないので争わずに済ませようと依頼者を説得するなど、新たな法形成が必要な場面の減少や依頼者の裁判を受ける権利の侵害につながりかねないのでないか、弁護士・司法書士がＡＩ利活用に伴うリスク・課題等を適切に把握して予防措置を講じるなどＡＩに関する知識の陶冶を図ることが重要であり、弁護士会・司法書士会等がＡＩを利活用する際の行動指針等を定め、これを遵守させる等の措置を講じることが必要であるのではないかと、いった点に触れてはどうか。
- 法的分析機能や事実認定機能の前提となるデータセットのいわゆる「正解」については、様々な評価軸があり得るところであり、一義的な結論を導けるのか、大量の正確なデータセットを準備するだけではなく、ＡＩモデルの継続的な学習等に莫大な計算資源とコストを要するとも考えられるから、社会から期待される機能の質との関係で費用対効果を慎重に検討する必要があるのではないかと。
- データセットのいわゆる「正解」を決める必要はなく、複数の結論が出力されることを許容してもよいのではないかと。
- 研究会資料１０の９頁の「ＡＩガバナンス」については、個別の裁判官における対応のみならず、裁判所組織や法律家集団におけるいわゆる行動規範の策定や監査も含めて記載をするべきではないかと。
- 事実認定機能について、裁判官がその出力やその根拠となった他の事件の判決書を含む訴訟記録を参照することは、自由心証主義（民事訴訟法２４７条）との関係でみた場合、当事者の主張や証拠を閲読することとは異なり当然には「証拠調べの結果」や「弁論の全趣旨」には含まれないように思われることから、これを訴訟法上どのように位置付けるのかといった問題があるのではないかと。事実認定機能の出力を、裁判官が自らその根拠となった他の事件の訴訟資料を確認して評価することが前提となっておりとしても、審理における出力の評価や取扱いが難しい問題のように思う。
- 事実認定に用いられる一般的な経験則については、各裁判官は、これまでも職務上の経験に加えて、裁判官同士の意見交換も考慮して、審理判断に用いてきたものと考えられるが、ある種の統計的傾向を示す事実認定機能の出力との間で、どのような違いがあるのかについて検討を深める必要があるのではないかと。
- 想定基本機能のうち、リーガルリサーチサービスと事実認定機能のうちのー

部（研究会資料１０・２（１）イ（イ）参照）は既に実装されているか、実現する可能性が高いと考えられ、法的分析機能、事実認定機能のその他の部分の順で実現可能性が下がっていくと考えられる。

- 想定ユースケースと想定基本機能の各機能については、それぞれの実現可能性の高低を踏まえた整理をしたうえで、価値やリスクといった検討を進めるのがよいのではないか。
- 裁判官が実際に一つの事案を担当し、判決等により事件を終局させるまでに行う分析検討の過程をいくつかの局面に分解した上で、その局面ごとにＡＩの利活用の実現可能性を検討し、実現可能性が高そうなものから、その便益、リスク、同リスクへの対応策を検討していくほうが読み手からは読みやすいのではないか。
- 法的分析機能の実装の前提として必要となるデータセットとして考えられる法律構成と要件事実は、民事裁判情報データベースにより提供される裁判例に記載があることから、その分析抽出が問題となるので、その分析抽出に向けた検討は、民間の企業が研究して行えばよいとも考えられる。他方で、事実認定機能の実装の前提として必要となるデータセットとして考えられる当該事件における事実認定過程の説明は、判決書において言語化されていない部分があるので、別途言語化して分析する必要があるように思う。そうすると、このような言語化や分析作業の担い手について検討する必要があるのではないか。
- 当該事件における事実認定過程の説明の言語化や分析は、当該事件の判決書や訴訟記録の検討と評価が不可欠であるが、裁判所が司法行政としてこのような作業を行うことは、裁判官の職権行使への影響を考えると困難ではないか。
- 訴訟記録には個人情報を含め機微な情報が多数含まれ、現在は訴訟記録の複写することができる者を訴訟当事者及び利害関係を疎明した第三者に限定している（民事訴訟法９１条の２ほか参照）趣旨も踏まえ、これらのデータを利活用することの是非や利用する場合の条件を検討する必要があるのではないか。
- 想定基本機能、取り分け事実認定機能の実装のために必要であると考えられるデータセットの収集、活用を含めた実現可能性について議論を重ねてきたが、これらの機能を実装するための課題を解決するためには、個別の紛争に法を適用して解決するという司法の作用、裁判を受ける権利、更には裁判官の職権行使の独立といった司法が守るべき固有の価値と衝突する可能性が見えてきたように思う。ここから先の議論としては、こういった司法が守るべき固有の価値を再構成しても、ＡＩの利活用を考えるべきか否かといった議論が必要になってきているように思う。
- 長期的にみて裁判所が法的分析機能や事実認定機能を導入する可能性は否

定できないから、裁判所は、その中立性・公平性にも配慮しつつ、民間における研究開発の動向を注視し、将来的な関与の可能性を否定すべきではないのではないか。

（弁護士・司法書士業務での利活用について）

- 想定ユースケースとしては、研究会資料 11 に挙げられている項目のほかに、弁護士・司法書士に委任することを検討している者との間での簡易な相談、事案の振り分け、一定のスクリーニング等を行うための AI を事務所ウェブサイト等に搭載することが、既に一部の法律事務所等において行われているのではないかと。将来的には、事件受任後においても、依頼者との連絡、資料提出、事情聴取、定型的な問い合わせ対応等を、AI を組み込んだシステムを通じて行うことも想定されるのではないかと。
- 日弁連・日司連では、誇大広告や虚偽広告等に関する広告規制を設けており、顧客収集などのために、AI を利用して依頼者を誤信させるような表記をした場合には監督権限を行使することもあり得る。
- 具体的なユースケースという分類のほか、①情報整理・検索補助、②文章表現・下書き補助、③法的評価・判断補助、④証拠又は手続資料の生成・加工等のような、一定程度抽象的な区分けも有用であるように思われる。このような区分けに対し、どのようなリスクがあるかを評価し、法律専門職によるどのような確認が求められるかといった視点も有益であるように思われる。また、今回の検討の対象外ではあるが、依頼者が生成 AI を利用して、事前に自己の言い分を整理して陳述書の草案を作成したような場合における依頼者の真意を確認するためのスキルや AI リテラシーを持つことが重要ではないかと。
- 弁護士・司法書士と依頼者との関係においては、生成 AI を利用することによって新たなリスクや倫理的課題が生じ得ることから、各専門職団体において、引き続き検討を深めていくことが望ましい。もっとも、依頼者との関係の本質的価値である誠実義務、善管注意義務、秘密保持義務等については、AI 技術の進展によってその内容や重要性が変わるものではないと考えられる。すなわち、AI を利用したことを理由として、専門職としての責任が軽減されるものではなく、また、AI 利用を理由として秘密保持義務が緩和されるものでもないことを前提とする必要がある。その意味では、生成 AI はあくまで専門職による判断を補助する手段であり、最終的な確認・検証・説明責任は専門職自身が負うという、いわゆる「ヒューマン（ロイヤー）・イン・ザ・ループ」の考え方を維持することが重要であると考えられる。
- 事務所規模、取扱分野、地域差、経済的基盤等によって、AI 利活用の程度に相当の格差が生じる可能性があり、その結果として、地方における法的サービス提供体制の格差や、依頼者の経済力によるサービス格差が過度に拡大

することは、司法アクセスの観点から望ましくないのではないか。そのため、日弁連、日司連その他の専門職団体において、A I 利活用に関する論点整理、ガイドライン策定、研修・リテラシー教育等を継続的に実施し、一定程度の知識・対応能力を標準化していく努力が必要ではないか。

- 弁護士の独立性等の見地から、A I を利用しないという弁護士の選択を否定する合理的理由はないのではないか。
- 日弁連としては、A I の急速な進化・発展による弁護士業務の質的变化が、弁護士倫理等に与える影響等は予測不能であることを踏まえ、会員に対する周知啓発に加え、必要に応じ、しかるべき対応を検討していく予定である。
- A I ガバナンスについては、個々の司法書士のリテラシー向上に加え、事務所単位で、利用可能なツール、入力禁止情報、出力検証の方法、記録保存、依頼者への説明、事故発生時の対応等を定めておくことが望ましいと思われる。

(生成A I を利用して作成された証拠への対応について)

- エンハンスについては、本当に悪意があるかどうかを確かめることはできず、許されるエンハンスかどうかについての基準を作ることは困難である。現在は写真についても様々な加工がされており、そのような加工もエンハンスとして許されないのか、仮に許されるとすれば、どこまでが許されるのかが問題となる。
- 現在の研究会資料11の記載は、エンハンスの程度等を区別することは困難であろうことを前提として、まずは意図的に加工をしたような場合には、誠実義務等も踏まえながら、加工をした旨をあきらかにしていくような訴訟慣行を築いていくことが良いのではないか、できる範囲から進めていくべきではないかという趣旨と理解している。今後は、裁判官としても加工等がされている可能性に留意していく必要があるとともに、相手方当事者もそのような可能性があることを踏まえながら対応していく必要があるものと思われる。
- 従前は、紙の原本が存在することが基本であり、加工の有無等は原本を確認すれば足りることも少なくなかったが、現在のようなデータでは、何が原本なのかが曖昧になってきている部分もある。そこで、当事者がA I の利用を秘匿して証拠提出をした場合には、その解析のためのフォレンジック費用の負担をさせるような制度設計も検討に値するのではないか。
- 偽造証拠等が問題となる類型等に応じた検討に当たっては、デジタル・データの内容の真正性を保障する技術の開発・利用について、法律実務家以外の知見が重要になるのではないか。また、民事訴訟手続においてA I による偽造等への受動的な対応策を検討するのみならず、翻って民事訴訟手続におけるA I による偽装等の影響を最小化するという観点から、デジタル・データ

の内容の真正性を保障する技術仕様の在り方やこれらの技術の利活用の方策について、社会全体に情報発信していく必要もあるのではないか。

- 研究会資料 11において、相手方から偽造等である旨の主張がされなければ真正に成立したことの立証が不要であるかのように読む余地のある記載については修正を検討する必要があるように思われる。
- 当事者主義からすると、まずは、偽造等について、相手方が指摘することが重要となるが、本人訴訟を中心として裁判所の後見的な関与が必要となってくる可能性も念頭に置く必要があるのではないか。

(ADR等における利活用の可能性)

- ADRの特徴の一つである手続の柔軟性という点に着目した場合、AIの使用等についてADRの手続実施者に一律に当事者に対する説明や同意を義務付けるようなことは相当ではないように考えられる。
- 一律の義務付けは相当でないとしても、透明性確保等の観点からすれば、ADRの手続実施者においては、利用するAIを用いたサービスの内容等について、十分に説明をすることが望ましいのではないか。ADRのなかでも、消費者が利用者となる場合には、1回限りの利用が想定され、他との比較を適切に行うことができないということも考慮すべきではないか。
- 現在ODRが活用されている背景には利便性の高さがあると思う。今後、少額の訴訟等については、オンライン上でAIエージェントが担うという制度設計もあり得るのではないか。一方で、裁判官が丁寧に話を聞いてくれたために司法に対する満足度が高まるということもあり、AIに何を担わせるのかということについては、司法全体の在り方の中で議論することが望ましい。